

## 令和3年度「取引力強化推進事業」のご案内（2次募集）

中央会では、令和3年度の取引力強化推進事業の実施組合等を募集します。

中小企業・小規模事業者が経営力を向上し、収益等を改善するためには、組合組織を活用して不足する経営資源を補うとともに、経営基盤の強化を目指した取引力の強化が不可欠です。

そこで、会員組合及びその組合員である中小企業・小規模事業者の取引力強化促進を図るために実施する取組に対して支援を行います。

### 1. 補助対象となる事業内容

組合の共同事業の活性化や受注拡大など取引力の強化促進を目的として、組合及び組合員である中小企業・小規模事業者が連携して行う、特徴的・先進的な取組に対して支援を行います。

【具体的な取組例】

- (1) 共同事業活性化：共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等行う組合HPやチラシ等の検討や作成等を行う取組  
なお2つ以上の組合が共同でチラシ作成等の事業を行うことも可能です
- (2) 受注促進：共同受注促進のため、組合ブランド商品のHPやチラシ等の検討や作成等を行う取組
- (3) ブランド構築：連携によるブランド構築を目指す取組で、共同宣伝、共同受注の実現に向けた、ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討・作成を行う取組
- (4) 取引条件改善：団体協約の締結や取引条件の改善に向けた交渉等、組合員の取引条件の改善、構造改革を促進するために行う取組
- (5) その他：上記のほか、業界の特徴等を踏まえて行う中小企業・小規模事業者の取引力強化を促進するための取組

### 2. 補助対象者

本事業の補助対象は、会員組合であって以下の要件を備えている組合等です。

- (1) 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (2) 企業組合。
- (3) 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小規模事業者であったもの。
- (4) 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (5) その他の特別の法律に基づく組合及びその連合会にあっては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (6) 一般社団法人（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるものに限る。）であって、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。

※小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人をいう。

### 3. 補助対象組合の要件

- (1) 事業及び組織運営が適切に行われ、かつ、管理運営体制が整備されており、本事業の円滑な実施に支障をきたす恐れがないこと。
- (2) 本事業と組合が実施している他の事業とを明確に区分して、経理処理、業務管理等を行えること。(補助事業実施にあたり、補助事業専用通帳の使用を予定していること)
- (3) 本年度、本事業と同様の内容の事業について、国等から助成を得ていないこと。
- (4) 補助事業終了後の精算払いまでの補助金相当分の資金を確保できていること。
- (5) 暴力団排除に関する誓約事項に違反していないこと。
- (6) 上記の2. 補助対象者で定める組合等のうち、(5) で定めるその他の特別の法律に基づく組合及びその連合会並びに(6) で定める一般社団法人については、令和3年4月1日現在、設立後原則1年以上経過していること。

### 4. 補助金額・補助率及び補助対象経費

#### (1) 補助金額・補助率

事業費 375千円(税抜)(内2/3補助対象、250千円(税抜)を上限  
下限額は100千円(税抜)  
※複数組合が共同で事業を行う場合は、500千円(税抜)を上限とします。

#### (2) 募集組合 3組合

#### (3) 補助対象経費 本事業における補助対象経費は以下のとおりです。

謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

### 5. 補助対象組合の決定

奈良県中小企業団体中央会補助対象組合選定委員会において、事業実施の必要性、事業内容の妥当性、実施効果等の観点、事業経費使途の適切性について評価のうえ補助対象組合を決定します。

### 6. 補助事業の実施期間

交付決定日から令和4年2月4日まで

### 7. 受付期間・申請書類の提出

令和3年8月19日(木)～8月31日(火)まで受付。

申請を希望される組合は、応募書類等を送付致しますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

※何かありましたら、担当の指導員までお声掛けください。

問い合わせ先 奈良県中小企業団体中央会 業務課

電話0742-22-3200 FAX 0742-26-0125